

平成26年7月18日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 大嶋由美
平成24年(ワ)第8585号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成26年5月9日

判 決

[REDACTED]
原 告

[REDACTED]
原 告

原告ら訴訟代理人弁護士	荒	井	哲	朗
同	山	口	貴	士
同	島	幸	明	
同	太	田	賢	志
同	佐	藤	頤	子
同	五	反	章	裕
原告ら訴訟復代理人弁護士	浅	井	淳	子
同	見	次	友	浩
同	磯		雄	太郎

東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号

被 告	レクセム証券株式会社
代表者代表取締役	小 寺 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 橘 高 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 [REDACTED]

被告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

青 木 秀 茂

荒 竹 純 一

千 原 曜 之

泊 尾 祐 人

松 村 慎 昌

松 野 慎 昌

高 白 裕 日

白 渡 千 和

渡 後 直 千

後 上 直 千

上 大 直 千

大 小 直 千

小 野 直 千

野 荒 尊 和

同	山	脇	康	嗣
同	安	部	史	郎
同	矢	野	亜	紀
同	平	山	大	樹
同	藤	澤	未	咲
同	金		裕	介
同	後	藤		登

主 文

- 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 被告らは、原告 [REDACTED] 対し、各自 330万円及びこれに対する被告 [REDACTED] 及び被告 [REDACTED] については平成24年4月20日から、被告レクセム証券株式会社、被告 [REDACTED] 及び被告 [REDACTED] については同月21日から、被告橋高 [REDACTED] については同月25日から、被告 [REDACTED] については同年5月4日から、被告 [REDACTED] については同年7月21日から、被告 [REDACTED] については同年8月8日から各支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 被告レクセム証券株式会社、被告橋高 [REDACTED]、被告 [REDACTED]、被告 [REDACTED]、被告 [REDACTED]、被告 [REDACTED]、被告 [REDACTED] び被告 [REDACTED] は、原告 [REDACTED] に對し、各自 1973万3092円及びこれに対する被告 [REDACTED] 及び被告 [REDACTED] については平成24年4月20日から、被告レクセム証券株式会社及び被告 [REDACTED] については同月21日から、被告橋高 [REDACTED] については同月25日から、被告 [REDACTED] については同年5月4日から、被告 [REDACTED] については同年7月21日から、被告 [REDACTED] については同年8月8日から各支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告レクセム証券株式会社の取締役であった林■による違法な勧誘行為により、外国為替証拠金取引（以下「FX」という。）の証拠金等名下に金員を支払い、損害を被ったと主張して、被告レクセム証券株式会社に対し、同社のアドバイザーと称して上記勧誘行為に関与した■の不法行為に係る使用者責任、林■の不法行為に係る使用者責任、同社の代表取締役であった被告橋高■の不法行為に係る会社法350条に基づく損害賠償責任又は共同不法行為責任に基づき損害の賠償及び遅延損害金の支払を求めるとともに、同社の取締役であった被告橋高■、被告■、被告■、被告■及び被告■に対し、共同不法行為責任又は会社法429条1項に基づき（ただし、被告■については原告■に対する関係に限る。）、同社の監査役であった被告■、被告■及び被告■に対し、会社法429条1項に基づき、それぞれ損害の賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実

当事者間に争いがない事実、文末に掲げた証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 当事者等

ア 原告ら

(ア) 原告■（以下「原告■」という。）は、林■の勧誘行為等により、平成21年10月23日、121FX株式会社（以下「121FX」という。）名義の口座に300万円を送金した者である（甲B9, 10, 12, 原告■）。

(イ) 原告■（以下「原告■」という。）は、林■の勧誘行為等により、平成22年1月20日に121INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED（以下「121INT」と

いう。) 名義の口座に700万円、同年2月8日に121 GROUP LTD(以下「121 GROUP」という。)名義の口座に350万円、同月22日に121 GROUP名義の口座に400万円、同年3月16日に121 BANK株式会社(以下「121 BANK」という。)名義の口座に450万2000円をそれぞれ送金した者である(甲C 2から8まで、11、原告■)。

イ 被告ら

(ア) 被告レクセム証券株式会社(以下「被告レクセム」という。)は、有価証券の売買等を目的とする株式会社であり、第一種金融商品取引業者である。被告レクセムの商号は、平成19年7月31日までは「ミスター証券株式会社」、同年8月1日から平成24年1月31日までは「121証券株式会社」であった。

被告レクセムは、一般顧客向けにインターネット上のFXのサービスを提供しており、被告レクセムの金融サービスを利用する顧客は、被告レクセムのインターネットサイトにアクセスして取引を行っていた(乙6)。

(イ) 被告橋高■(以下「被告橋高」という。)は、平成20年6月24日から平成24年11月15日まで、被告レクセムの代表取締役であった者である。

(ウ) 被告■(以下「被告■」といふ。)は、少なくとも平成20年6月24日から辞任した平成24年2月28日まで、被告レクセムの取締役であった者である。

(エ) 被告■(以下「被告■」といふ。)は、少なくとも平成20年6月24日から辞任した平成24年3月27日まで、被告レクセムの取締役であった者である。

(オ) 被告■(以下「被告■」といふ。)は、少なくとも平成

19年6月11日から退任した平成21年6月23日まで、被告レクセムの取締役であった者である。

- (カ) 被告 [] (以下「被告[]」という。)は、少なくとも平成19年7月27日から辞任した平成22年4月30日まで、被告レクセムの取締役であった者である。
- (キ) 被告 [] (以下「被告[]」という。)は、少なくとも平成18年10月18日から辞任した平成24年3月27日まで、被告レクセムの社外監査役であった者である。
- (ク) 被告 [] (以下「被告[]」という。)は、少なくとも平成19年7月27日から退任した平成23年6月29日まで、被告レクセムの監査役であった者である。
- (ケ) 被告 [] (以下「被告[]」といい、被告橘高、被告[]、被告[]、被告[]、被告[]、被告[]、被告[]及び被告[]を併せて以下「被告役員ら」という。)は、少なくとも平成19年7月27日から退任した平成23年6月29日まで、被告レクセムの社外監査役であった者である。

ウ その他の関係者

- (ア) 林[]は、平成18年10月18日から平成22年6月24日まで被告レクセムの取締役、平成18年10月18日から平成20年7月14日まで被告レクセムの代表取締役であった者である。
- (イ) 121BANKは、電気通信業務法による通信事業者の代理店業務等を目的とする株式会社である。
- (ウ) 121FXは、外国為替取引業務等を目的とする株式会社である。
- (エ) 121INTは、香港に登記を有し、林[]が取締役を務めていた会社である（甲A1の1から3まで）。
- (オ) 121研究所株式会社（以下「121研究所」という。）は、被

告レクセムが平成18年10月に実施した第三者割当増資により被告レクセムの筆頭株主となった会社であり、当時、121研究所の代表取締役であった林云が、同月18日、被告レクセムの代表取締役となったものである（乙19、被告橘高）。

(S)

(ア) ■■■は、被告レクセムのアドバイザーであると称し、原告■■■に対する勧誘行為を行った者である（甲B2、12、原告■■■）。

(2) 林■■による勧誘行為と原告らの送金等

ア 林■■は、121INTが運用する自動売買ソフトを用いたFXにより、月3パーセント程度の利益を恒常的に得ることができるとして勧誘を行い、一般投資家に出資をさせるという商法（以下「121商法」という。）を行っていたところ、実際には、121商法により集めた資金を運用することなく他の事業に流用していたにもかかわらず、顧客から集めた資金をMFGlobalにおいて管理し、121INTにおいて自動売買ソフトを用いて運用しているなどの虚偽の説明を行って、顧客を勧誘していたものであって、出資者に対する運用益及び元金の返還を行うことはなかった（甲A3、12から15まで、21）。

イ 原告らは、上記のような121商法に係る林■■の勧誘行為等により、次のような経緯で、前記各送金（以下「本件各送金」という。）を行ったものである。

(S)

(ア) 原告■■は、平成21年4月ころ、■■■から121商法に係る出資の勧誘を受け、同月9日、■■■とともに、被告レクセムの本店事務所とされる場所を訪問して、被告レクセムのオーナーと称する林■■と面談した。その際、■■■も、被告レクセムのアドバイザーであると称していた。（甲B2、12、原告■■■）

原告■■は、林■■との面談により121商法に係る出資の勧誘を受けた結果、同月28日、「清流ファンド」への出資名目で301万

(S)

7500円を支払い、さらに、その後、[REDACTED]から直接121I
NTに投資することを勧誘されて、同年10月23日、「清流ファ
ンド」を解約する手続をとった上、121FX名義の口座に300万
円を送金した（甲B3から10まで、12、原告[REDACTED]）。

(イ) 原告[REDACTED]は、平成21年11月ころ、121商法に係る出資の勧誘
を受け、同年12月23日、被告レクセムの本店事務所とされる場所
を訪問して、被告レクセムのオーナーと称する林[REDACTED]と面談した（甲
C11、原告[REDACTED]）。

原告[REDACTED]は、林[REDACTED]との面談により121商法に係る出資の勧誘を受
けた結果、平成22年1月20日に121INT名義の口座に700
万円、同年2月8日に121GROUP名義の口座に350万円、同
月22日に121GROUP名義の口座に400万円、同年3月16
日に121BANK名義の口座に450万2000円をそれぞれ送金
した（甲C2から8まで、11、原告[REDACTED]）。

2 争点

- (1) 被告レクセム等の共同不法行為責任の有無（争点1）
- (2) 被告レクセムの会社法350条に基づく損害賠償責任の有無（争点2）
- (3) 被告役員らの会社法429条1項に基づく損害賠償責任の有無（争点3）
- (4) 被告レクセムの使用者責任の有無（争点4）

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点1（被告レクセム等の共同不法行為責任の有無）について
(原告ら)

ア 被告レクセムについて

林[REDACTED]は、121商法という詐欺的な商法により出資者から資金を集めて
いたものであって、実際には、121商法により集めた資金を運用するこ
となく他の事業に流用し、出資者に対する運用益及び元金の返還を行うこ

とはなかったところ、原告らに対しても、このような121商法に係る違法な出資の勧誘行為を行って、本件各送金をさせ、原告らに損害を与えたものであるから、原告らに対し不法行為責任を負う。

被告レクセムは、当時の商号に「121」を冠した上、121研究所、121INT、121BANK及び121DEVELOPMENTと共に121金融グループを形成し、かつ、自社のホームページにおいて、人的ネットワークやシステム開発等を通じて、他のグループ各社と相互に利用補充し合う関係にあることを公表することにより、121金融グループの一員として121商法の信用性を高め、勧誘をより容易にしていた。

さらに、林■は、被告レクセムの取締役としての立場において、121商法に係る出資の勧誘に際し、被告レクセム本店事務所の会議室や従業員を使用し、ディーラーズルーム（以下では「ディーリングルーム」又は「トレーディングルーム」と表記することもある。）を見せて121INTによる運用が行われているなどと虚偽の説明をし、原告らを含む一般投資家に対する勧誘を行っていたところ、被告レクセムは、林■がかかる違法行為を行っていることを知りながら、又は漫然とこれを看過して、121商法に係る出資の勧誘行為において林■に被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させていた。

以上のとおり、被告レクセムは、林■が121商法に係る違法な出資の勧誘行為を行うことを助長していたものであるから、林■と共同して、121商法という詐欺的な商法に係る出資の勧誘という不法行為を行ったものとして、共同不法行為責任を負う。

イ 被告橋高について

被告橋高は、原告らに対する121商法に係る出資の勧誘が行われた当時、被告レクセムの代表取締役であったところ、林■が当初から集めた運用資金をFXにより適正に運用する意図がなく、若しくはこれを適

正に運用していないことを知りながら、又はこれについて必要な確認作業をすることなく漫然とこれを看過して、121商法に係る出資の勧誘行為において林■に被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させるなど、林■が121商法に係る違法な出資の勧誘行為を行うことを助長していたものであるから、林■と共同して、121商法という詐欺的な商法に係る出資の勧誘という不法行為を行ったものとして、共同不法行為責任を負う。

ウ 被告■、被告■及び被告■について

被告■、被告■及び被告■は、原告らに対する121商法に係る出資の勧誘が行われた当時、被告レクセムの取締役であったところ、林■が当初から集めた運用資金をFXにより適正に運用する意図がなく、若しくはこれを適正に運用していないことを知りながら、又は必要な確認作業をすることなく漫然とこれを看過して、121商法に係る出資の勧誘行為において林■に被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させるなど、林■が121商法に係る違法な出資の勧誘行為を行うことを助長していたものであるから、林■と共同して、121商法という詐欺的な商法に係る出資の勧誘という不法行為を行ったものとして、共同不法行為責任を負う。

エ 被告■について

被告■は、平成21年6月23日まで被告レクセムの取締役の地位にあったところ、林■が同年4月9日に原告■に対して121商法に係る違法な出資勧誘行為を行った際、被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させるなど、被告■、被告■及び被告■と同様に林■が121商法に係る違法な出資勧誘行為を行うことを助長し、かつ、かかる行為と原告■が被った損害との間には相当因果関係が存在するから、原告■との関係において、林■と共同不法行為責任を負う。

(被告レクセム、被告橋高、被告■、被告■及び被告■)

ア 原告らは、被告レクセムとの間で出資した資金についての運用契約や資産管理契約を締結したことではなく、被告レクセムに取引口座を開設したこともないし、被告レクセムが林■の121商法への勧誘行為等について社内手続を履践したこともないであって、林■が集めたとする運用資金の存在を認識する可能性はなかった。

したがって、被告レクセム、被告橋高、被告■、被告■及び被告■は、林■が被告レクセムの役員としてかかる勧誘行為を行うことを認識した上で、それを黙認し、又は漫然と看過したことはない。

イ また、原告らが訪れたと主張する被告レクセムの本店事務所についての原告らの認識するレイアウトは、客観的状況と整合せず、このことからすれば、原告らは、被告レクセムの会議室及びディーラーズルームを訪れていない。

したがって、この点で林■の121商法に係る出資の勧誘行為を助長したとはいえない。

ウ さらに、被告レクセムのホームページにおける121金融グループに関する記載については、そのこと自体が記載されたグループのうちの特定の1社の行為について別会社が共同不法行為責任を負う根拠とはなり得ないほか、当該記載は原告らが勧誘を受ける前の平成20年8月20日までに削除されているし、実際に原告らはこのホームページを閲覧していないのであるから、この点も共同不法行為責任を負う根拠とはならない。

エ したがって、被告レクセム、被告橋高、被告■、被告■及び被告■は、林■との共同不法行為責任を負わない。

(2) 争点2（被告レクセムの会社法350条に基づく損害賠償責任の有無）について

(原告ら)

前記のとおり、代表取締役である被告橋高がその職務を行うについて原告に損害を被らせたのであるから、被告レクセムは会社法350条に基づく責任を負う。

(被告レクセム)

前記のとおり、被告橋高は、被告レクセムの代表取締役として職務を行うにつき、何ら原告に損害を被らせておらず、被告レクセムは会社法350条に基づく責任を負わない。

(3) 争点3（被告役員らの会社法429条1項に基づく損害賠償責任の有無）

について

(原告ら)

ア 被告橋高について

被告橋高は、被告レクセムの代表取締役として同社の業務を適法かつ適正に遂行すべきであったところ、被告橋高はあえてこれをせず、又はこれを怠って、林■が121商法に係る違法な出資の勧誘行為を行うことを会社として助長したものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

イ 被告■、被告■及び被告■について

前記のとおり、被告レクセムの本店事務所において林■の121商法に係る違法な勧誘行為が行われていたことからすれば、被告■、被告■及び被告■は、取締役として、取締役会を招集するなどして代表取締役の業務遂行についての是正措置を講ずるべきであったのにこれを怠り、かかる任務懈怠について少なくとも重大な過失があったものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

ウ 被告■について

被告■は、平成21年6月23日まで被告レクセムの取締役の地位にあったところ、被告■、被告■及び被告■と同様に監督義務違反が

あり、かかる任務懈怠と原告 [] が被った損害との間に相当因果関係が存在するから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

エ 被告 [] 被告 [] 及び被告 [] について

被告 []、被告 [] 及び被告 [] は、原告らに対する違法行為が行われた当時、被告レクセムの監査役であったものであり、同社は監査役会設置会社であったから、その義務と権限は会計監査だけでなく、業務監査にも及ぶところ、被告 []、被告 [] 及び被告 [] は、被告 []、被告 []、被告 [] 及び被告 [] と同様に監督義務違反があり、かかる任務懈怠について少なくとも重大な過失があったものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告役員ら)

被告役員らは、前記のとおり、林 [] による121商法に係る違法な出資の勧誘行為を助長したことではなく、被告レクセムの構成員としてその企業規模の実態に応じた通常想定される不正行為を防止し得る態勢を構築していたものであるから、会社法429条に基づく任務懈怠責任を負うことはない。

(4) 争点4（被告レクセムの使用者責任の有無）について

(原告 [])

(S) [] は、原告 [] に対し、121商法という詐欺的な商法に係る出資の勧誘行為を行って、金銭を拠出させたものであり、原告 [] に対する関係で不法行為に基づく損害賠償責任を負うところ、[] が被告レクセムに勤務し、又はその指揮監督下にあるアドバイザーの地位にあったことからすれば、その不法行為が被告レクセムの被用者によりその事業の執行につき行われたものというべきである。

(S)

したがって、被告レクセムは、[] の行為に関して使用者責任を負う。

(原告ら)

ア 林 [] は、被告レクセムの取締役として、被告レクセム本店事務所の執務

スペースにおいて業務を行っており、FXのシステム担当の取締役として被告レクセムのシステム担当職員の手に負えないようなシステムトラブルの対応をしていたものであって、毎月80万円程度の役員報酬も受領していた。

これらの点からすれば、被告レクセムは、林■の業務に関し、違法な行為により第三者に損害を生じさせることのないよう指揮監督すべき地位にあったというべきである。

イ 林■は、前記のとおり、原告らに対する121商法に係る出資の勧誘に際し、被告レクセム本店事務所の会議室や従業員を使用し、ディーラーズルームを見せて121INTによる運用が行われているなどと虚偽の説明をして、勧誘を行っていた。

さらに、被告レクセムは、そのホームページにおいて、「121金融グループ 経営戦略」として、「121金融グループの海外拠点とグローバルな人的ネットワークは、121証券を他社と差別化する大きな要因」、「121金融グループはシステム開発チームをグループ内に持っております、そこで技術力・開発力を重要な資産として充分に活用」などと記載し、121INTが被告レクセムと同じ121金融グループの一員であるとして、121金融グループにおいて資産運用業務を担っているなどとしていた。

これらの点からすれば、林■の不法行為は、被告レクセムの事業の執行について行われたというべきである。

ウ したがって、被告レクセムは、林■の行為に関して使用者責任を負う。

(被告レクセム)

(S)

ア ■■■の行為に関する使用者責任

(S)

(ア) 被告レクセムと■■との間には、何ら法律上及び事実上の関係はなく、被告らは本件訴訟に至るまでその存在すら知らなかったものであ

るし、被告レクセムのアドバイザーを名乗ることを許諾したこともない
のであって、被告レクセムと [REDACTED]との間に指揮監督関係は認められ
ない。

(イ) また、原告 [REDACTED]が121FXに300万円を入金するに際し、
[REDACTED]
■が勧誘行為を行っていたとしても、これは株式会社M・I・Aの代表
取締役として行った行為であり、被告レクセムの事業の執行についてな
されたものではない。

(ウ) したがって、被告レクセムと [REDACTED]との間には、民法715条1項
にいう使用関係は存在せず、被告レクセムの事業の執行として勧誘行為
が行われたこともないので、 [REDACTED]の行為に関する被告レクセムの使
用者責任は認められない。

イ 林■の行為に関する使用者責任

(ア) 林云は、被告レクセムにおいて、日常的管掌業務を有さず、業務の進
捗を管理される立場になかったし、出社時間も自由で、出社した後も業
務内容を管理されていなかったほか、システム障害時の復旧作業には從
事していたものの、当該作業は林■の専門的知識に基づく裁量に委ねら
れ、被告役員らの指示監督の下で実施されるものではなかった。

したがって、被告レクセムと林■との関係は、委任者に対して独立し
た地位を持ち、自己の裁量によって活動するという委任関係そのもので
あって、指揮監督関係を前提とする使用関係は認められることになる
から、被告レクセムが林■の行為に関して使用者責任を負うことはない。

(イ) また、前記のとおり、原告らが被告レクセムとの間で出資した資金に
ついての運用契約や資産管理契約の締結等をしたことはないなど、原告
らの認識及び客観的状況に照らして、林■の121商法に係る出資の勧
誘行為に起因して原告らが行った取引行為の法的効果が被告レクセムに
帰属し、契約上の権利義務を発生させるような状況があったと見る余地

はないし、林■は、被告レクセムとは無関係の場所において、被告レクセムのオーナーとして上記勧誘行為を行い、その際に被告レクセムにおける管掌事務や職務権限についての説明もしていないのであって、これらの点からすれば、林■の原告らに対する上記勧誘行為は、被告レクセムの事業の範囲に属するものではないし、客観的外形的に見て林■の担当する職務の範囲に属するものでもない。

したがって、原告らに対する林■の121商法に係る出資の勧誘行為は、事業の執行について行われたものとは認められることになるから、被告レクセムが林■の行為に関して使用者責任を負うことはない。

(ウ) さらに、原告らは、本件各送金を行うに当たって、合理的根拠なく異常に高利回りの金融商品であり、その運用態勢や資金管理態勢についても何ら合理的な説明資料等が存在しない不自然な商品であることを十分に認識するとともに、被告レクセムとの間で出資した資金についての運用契約や資産管理契約の締結や取引関連書類の授受が一切行われず、投資資金の送金もされなかつたことを承知しており、それにもかかわらず、被告レクセムに対して商品内容の説明や説明書類の交付を求めたり、林■に対して職務権限の内容を確認したりすることはなかつたのであって、これらの点からすれば、原告らは、林■による勧誘行為が被告レクセムの事業の執行について行われたものではないことを知っていたし、少なくとも重過失によりこれを知らなかつたものである。

したがって、被告レクセムが林■の行為に関して原告らに対し使用者責任を負うことはない。

(エ) また、仮に、被告レクセムが原告らに対して使用者責任を負うとしても、原告らは、林■による勧誘行為が被告レクセムにおける職務権限内で適法に行われたものではないことにつき、過失によりこれを知らなかつたものであって、その程度は重過失に匹敵する著しいもので

あるから、相応の過失割合による過失相殺がなされるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（被告レクセム等の共同不法行為責任の有無）について

(1) 共同不法行為が成立するためには、各人の行為がそれぞれ独立して不法行為の要件を備えていること及び行為者の間に客観的な関連共同性が存在することが必要である。

(2)ア この点、原告らは、林■が、原告らに対し、121商法に係る違法な出資の勧誘行為を行って本件各送金をさせ、損害を与えたものとして、原告らに対する不法行為責任を負うこと前提に、被告レクセムが、121金融グループを形成し、自社のホームページにおいてその内容を公表することにより、121商法の信用性を高めて勧誘を容易にするとともに、林■が121商法に係る違法な出資の勧誘行為を行っていることを知りながら、又はこれを看過して、林■のかかる勧誘行為に被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させていたとして、林■と共同不法行為責任を負うと主張する。

イ この点に関しては、前記前提事実のとおり、①原告らは、林■による121商法に係る出資の勧誘を受けて、121FX、121INT、121GROUP又は121BANKに本件各送金をしたこと、②かかる送金当時、被告レクセムの商号は121証券株式会社であったことが認められ、加えて、③被告レクセムのホームページ上に、被告レクセムが121研究所、121INT、121BANK及び121DEVELOPMENTと共に121金融グループを構成している旨の記載がされていたこと（甲A5）、④平成22年1月当時、121研究所が、被告レクセムのドメインである「121sec.com」及び121BANKのドメインである「121bank.com」を登録、管理しているとされていたこと（甲A6、8）が認められる。

しかしながら、上記④については、被告レクセムは、かつて被告レクセムの筆頭株主であった121研究所が登録したドメインを使用したにすぎない旨主張し、前記前提事実のとおり、121研究所が被告レクセムの筆頭株主となり、121研究所の代表取締役であった林■が被告レクセムの代表取締役となった経緯があることにかんがみれば、上記の被告レクセム主張の事実関係であった可能性■否定することはできないところであって、上記④から直ちに被告レクセムが121金融グループを構成していたということはできない。

また、上記②の商号や被告レクセムのホームページの上記③の記載についても、このことが直ちに121金融グループの一員として121商法の信用性を高め、勧誘をより容易にするものとはいえないし、上記①についても、被告レクセムの従業員が121FXの口座は被告レクセムが取り扱っていると回答したという供述（甲A12）はあるものの、この点についての客観的な裏付けはない。

以上に加え、被告橋高は、121研究所が被告レクセムの筆頭株主となつた時期に、被告レクセムにおいて121グループによる事業発展の可能性が検討されたが、その後、121研究所の業務実態が乏しいことや121FXに経営管理上の問題があることなどが判明して方針が変更された旨供述していること（乙19、被告橋高）にかんがみれば、上記認定の事実を踏まえても、被告レクセムが121金融グループを形成し、自社のホームページにおいてその内容を公表することにより、121商法の信用性を高めて勧誘を容易にしたと認めることはできず、他にこの点を認めるに足りる証拠もない。

ウ また、原告■は、林■による121商法に係る出資の勧誘を受けた際、被告レクセムのディーリングルームを案内され、ディーリングルームの近くの簡易なパーティションで仕切った会議室において面談を受けたと供述

し（甲B12、原告■），原告■も、林云による勧誘を受けた際、被告レクセムのディーリングルームを見せられ、ガラス張りの壁の中からディーリングルームの見える会議室において面談を受けたと供述しているところであって（甲C11、原告■），かかる供述には原告らの主張に沿う部分がある。

さらに、この点に関しては、林■が被告レクセムにあるトレーディングルームを使用して121商法の説明をした旨の小谷■、和田■、安在■■、谷本■、坂本■及び前多■の供述（甲A9から11まで、13から15まで、20、21）が存在し、特に坂本■の供述（甲A20）は、平成21年9月11日の訪問時と平成22年4月7日の訪問時で事務所のレイアウトが異なっていたとした上で、それについて図面を用いて具体的にトレーディングルーム等の状況を述べるものであるところ、原告■は平成21年4月9日の訪問時の状況が前者に、被告■は平成22年1月15日の訪問時の状況が後者にそれぞれ類似していた旨供述する（原告■、原告■）。

しかしながら、被告レクセムは、原告らが訪れたと主張する被告レクセムの本店事務所についての原告らの認識するレイアウトは客観的状況と整合しない旨主張するところ、被告レクセムの本店事務所は、平成19年10月27日から平成24年4月1日まで東京都新宿区西新宿に置かれていたが、その間、間取りの変更を行っておらず、かつ、ディーリングルームの近くの簡易なパーティションで仕切った会議室や、ガラス張りの壁の中からディーリングルームの見える会議室は存在しなかったことを窺わせる証拠（乙3から5まで、19、被告橋高）があるほか、原告らの主張に沿う上記各供述においても、当該事務所が被告レクセムの本店事務所であったことを認定するに足りるだけの客観的かつ具体的な状況が述べられていくとまではいえないところであって、これらの点にかんがみれば、原告ら

が林■に勧誘を受けた際に訪れたとする場所が被告レクセムの本店事務所ではない他の場所であった可能性も否定することができず、結局のところ、上記各供述をもって、林■が121商法に係る勧誘行為を行う際に、被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させていたとまでは認めることができないし、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

エ また、仮に、林■が被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用して121商法に係る出資の勧誘を行っていたとしても、そのことから直ちに被告レクセムが林■の121商法への勧誘行為が行われていたことを認識していたと認められるものではないし、林■は被告レクセムの名称をもって121商法に係る出資の勧誘を行ったものではないこと（乙16），原告らが被告レクセムとの間で運用契約や資産管理契約を締結して121商法に係る出資資金を預け入れたり、林■による121商法に係る出資の勧誘行為について被告レクセムにおいて社内手続が履践されたりした形跡も窺われないこと、被告レクセム平成21年9月17日付けで「当社との関係を装った投資勧誘について」と題するプレスリリース及び同年12月4日付けで「投資家の皆様へ」と題するプレスリリースを掲載していたこと（乙9，10）からすれば、被告レクセムにおいて、林■の121商法に係る出資の勧誘行為を認識していたとは認められないし、被告レクセムが事実関係を確認した後に上記各プレスリリースをしていた（乙9，10）ことを踏まえても、被告レクセムにおいて、林■による上記勧誘行為を知り得たとはいえないところであって、他に被告レクセムが林■による上記勧誘行為を認識し、又はこれを看過していたと認めるに足りる証拠もない。

(3) 次に、原告らは、被告橋高、被告■、被告■、被告■及び被告■について、林■が当初から集めた運用資金をFXにより適正に運用する意図がなく、若しくはこれを適正に運用していないことを知りながら、又は必要

な確認作業をすることなく漫然とこれを看過して、121商法に係る出資の勧誘行為において林■に被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させるなど、林■の121商法に係る出資の勧誘行為を助長していたとして、林■と共同不法行為責任を負うと主張する。

しかしながら、前記のとおり、被告レクセムが、原告らに対する林云の121商法に係る出資の勧誘行為の際に、被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させていた事実は認められず、また、被告レクセムが林■による121商法に係る出資の勧誘行為について認識し、又はこれを看過していたとはいえないところであって、他に被告橋高、被告■、被告■、被告■及び被告■が林■による121商法に係る出資の勧誘行為を助長していたと認めるに足りる証拠もない。

(4) したがって、被告レクセム、被告橋高、被告■、被告■、被告■及び被告■の不法行為責任は認められず、原告らの被告レクセム、被告橋高、被告■、被告■、被告■及び被告■に対する共同不法行為責任に係る請求は理由がない。

2 争点2（被告レクセムの会社法350条に基づく損害賠償責任の有無）について

株式会社は、代表者がその職務を行うにつき不法行為をして第三者に加えた損害については責任を負わなければならない（会社法350条）ところ、前記のとおり、被告レクセムの代表取締役である被告橋高が職務を行うにつき不法行為をしたとは認められない。

したがって、原告らの被告レクセムに対する会社法350条に基づく損害賠償責任に係る請求は理由がない。

3 争点3（被告役員らの会社法429条1項に基づく損害賠償責任の有無）について

取締役及び監査役は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があった

ときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法429条1項）ところ、前記のとおり被告レクセムが林■による121商法に係る出資の勧誘行為について認識し、又はこれを看過していたとはいえないし、被告橋高、被告■、被告■、被告■及び被告■が林■による121商法に係る出資の勧誘行為を助長していたともいえないところであって、他に被告役員らが監視監督義務を果たすことなく悪意又は重過失による任務を懈怠したと認めるに足りる証拠もない。

したがって、原告らの被告役員らに対する会社法429条1項に基づく損害賠償責任に係る請求は理由がない。

4 争点4（被告レクセムの使用者責任の有無）について

(1) 使用者は、事業のために使用していた被用者が、その事業の執行について不法行為を行い、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う（民法715条1項本文）ところ、使用者が被用者を使用するという関係が認められるためには、実質的にみて使用者が被用者を指揮監督するという関係が必要であり、被用者とされる者の独立性や自由裁量性が高い関係である場合には、使用者責任は成立しないというべきである。

また、被用者の不法行為が使用者の事業の執行についてされたというためには、当該行為が使用者の事業の範囲に属すること、これが客観的、外形的に見て被用者が担当する職務の範囲に属することが必要であるというべきである。

(S) (2) ■■■の行為に関する使用者責任

ア この点、原告■は、被告レクセムの従業員又はその指揮監督下にある
(S)
アドバイザーであった■が121商法に係る出資の勧誘をしたとして、かかる■の行為に関し被告レクセムが使用者責任を負うと主張する。

(S)
イ この点に関して、■は、原告■に対し、121証券株式会社ア

ドバイザーとの肩書を記載した名刺を渡し、被告レクセムのアドバイザーであると称して、121商法に係る出資の勧誘をしたことが認められる

(甲B2, 12, 原告■)。

しかしながら、(S)が被告レクセムのアドバイザーであるとの記載のある名刺を交付して121商法に係る出資の勧誘をしていたとしても、(S)そのことが直ちに被告レクセムが■を指揮監督する関係にあることを基礎付けるものではないし、原告■が被告レクセムの本店事務所において林■及び■から121商法に係る出資の勧誘を受けた事実が認められないことは前記のとおりであって、他に被告レクセムが■に對して被告レクセムのアドバイザーを名乗ることを許諾するなど、被告レクセムが■を指揮監督する関係にあったことを認めるに足りる証拠もない。

ウ したがって、被告レクセムが■を使用するという関係は認められず、原告の被告レクセムに対する■の行為に関する使用者責任に係る請求は理由がない。

(3) 林■の行為に関する使用者責任

ア 前記前提事実のとおり、①林■は、平成20年7月14日に被告レクセムの代表取締役を退任した後、平成22年6月24日まで被告レクセムの取締役であったことが認められ、加えて、②林■は、代表取締役の退任後、FXシステムの担当取締役として被告レクセムに執務スペースが与えられていたこと、③林■は、システムに障害が起きた際にはシステムトラブルの対応をしていたこと、④林■は、原告らに対する121商法に係る出資の勧誘を行っていた期間に、被告レクセムの取締役として、役員報酬月額80万円を受領していたことが認められる(乙19、被告橋高)ところ、原告は、これらの事実をもって、被告レクセムは林■を指揮監督する関係にあったと主張する。

イ しかしながら、他方で、①林■は、被告レクセムに執務スペースが与えられていたものの、日常的に従事していた管掌業務はなく、月に2回程度出社するのみであったこと、②林■は、システムトラブルの対応を行っていたものの、その頻度は多くて月に3、4回程度であり、その内容も、林■の専門的知識に委ねられ、あるいはその指示の下に被告レクセムのシステム課員が作業を行うもので、被告レクセムの役員らの指示監督の下に行われるものではなかったこと、③役員報酬についても林■が被告レクセムの大株主であることに実質的に配慮したものであったことが窺われる（乙19、被告橋高）ところであって、これらの点にかんがみれば、被告レクセムとの関係において、林■は独立性や自由裁量性が高い関係にあり、実質的にみて被告レクセムが林■を指揮監督するという関係にあつたとまでは認められないものというべきであって、他に被告レクセムが林云を指揮監督する関係にあつたことを認めるに足りる証拠もない。

ウ また、原告らは、被告レクセムのホームページ上に、被告レクセムが121研究所、121INT、121BANK及び121DEVELOPMENTと共に121金融グループを構成していることなどが記載されていたこと、林■は、被告レクセムの取締役としての立場において、121商法に係る出資の勧誘に際し、被告レクセム本店事務所の会議室や従業員を使用し、ディーラーズルームを見せて、121商法に係る出資の勧誘行為を行っていたことなどからすれば、林■の不法行為は、被告レクセムの事業の執行についてされたものであると主張する。

エ しかしながら、前記のとおり、林■は被告レクセムの名称をもって121商法に係る出資の勧誘を行ったものではないことが認められるほか、原告らが被告レクセムとの間で運用契約や資産管理契約を締結して121商法に係る出資資金を預け入れたり、林■による121商法に係る出資の勧誘行為について被告レクセムにおいて社内手続が履践されたりした形跡が

窺われないことなどからすれば、林■の121商法に係る出資の勧誘行為に起因して原告らが行った取引行為の法的効果が被告レクセムに帰属し、契約上の権利義務を発生させるような状況があったと見ることはできないし、前記前提事実のとおり、原告らは、被告レクセムの本店事務所とされる場所を訪問して、被告レクセムのオーナーと称する林■と面談したことが認められるところ、前記のとおり、この場所については、被告レクセムの本店事務所ではない他の場所であった可能性を否定することができず、被告レクセムにおいて、林■が121商法に係る勧誘行為を行う際に、被告レクセムの会議室、従業員及びディーラーズルームを使用させていたと認めることはできないことも併せ考慮すれば、林■の原告らに対する上記勧誘行為は、被告レクセムの事業の範囲に属するものではないし、客観的外形的に見て林■の担当する職務の範囲に属するものでもないというべきであって、他に林■の原告らに対する上記勧誘行為が被告レクセムの事業の執行についてされたことを認めるに足りる証拠もない。

オ 以上によれば、原告らに対する林■の121商法に係る出資の勧誘行為に関し、被告レクセムが林■を使用する関係にあったということはできないし、当該行為が被告レクセムの事業の執行について行われたということもできない。

したがって、原告の被告レクセムに対する林■の行為に関する使用者責任に係る請求は理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、いずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

裁判長裁判官 笠井之彦

裁判官 本 條 裕

裁判官 大 西 正 悟

これは正本である。

平成26年7月18日

東京地方裁判所 民事第7部

裁判所書記官 大嶋 由美子